

釜石労働基準監督署からのお知らせ

平成27年
4月

1. 平成27年度の重点課題

釜石労働基準監督署の最重点課題は、「労働災害の防止」特に「死亡災害の撲滅」です。

単年度で見ますと平成26年の災害は25年に比べ全産業で-16.3%減少しておりますが、震災前の3年間と比較すると、震災後の3年間において、建設業は+131%、製造業は+18.5%、陸上貨物運送業は+60.0%、商業は+32.0%と増加。死亡災害は震災前の2倍となっております。

安全衛生活動計画が十分な内容であるか、安全衛生教育はどうか、チェックし、より積極的な災害防止活動を展開しましょう。(釜石監督署では、安全決意宣言、災害の芽0の日の活動を提唱しています。)

もう一つの課題は「過重労働による健康障害の防止」…心と体の健康対策です。

復興が本格化し、建設工事の増加や企業の生産活動の高まりから、長時間労働となっておりますので、各企業では、健康確保に向けた取り組みを十分行なう必要があります。また、本年12月からメンタルヘルスチェック制度が導入されます。(50人以上では法定義務付け、50人未満は努力義務)

メンタルヘルス対策について、体制整備、心の健康づくり計画の策定、健康教育など、必要な対策を必ず実施しましょう。

2. 転倒災害の防止に向けて

「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」展開中。

つまづき・滑りの少ない職場環境の整備、履物の工夫、高齢者対策等に取り組ましましょう。

さらに、股関節周辺のストレッチ、インナーマッスル(大腰筋、腸腰筋など)

を鍛え、転びにくい体作りを進めませんか。(腰痛対策にもなりますので、作業開始前、休憩後の作業再開の時に、1・2分でも体を動かしてみましょう。)

厚生労働省 職場の安全サイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>



3. 労働基準法等の一部を改正する法律案要綱が答申されました

法律案要綱のポイント (☛<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000075867.html>)

1. 中小企業における月60時間超の時間外労働への割増賃金率の適用猶予廃止
2. 健康確保のために時間外労働に対する指導の強化
3. 年次有給休暇の取得促進

など。また、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」(有期特措法)が平成27年4月1日から施行運用となることに併せ、労働契約法第18条も改正施行されます。

4. 労働災害発生事例と災害防止のポイント

[平成26年分 平成27年3月25日現在]

休業4日以上労働災害 87件 うち 復興工事に係る災害 12件 死亡災害 3件

[平成27年分 平成27年3月25日現在]

休業4日以上労働災害 13件 うち 復興工事に係る災害 2件 死亡災害 1件

《災害事例》

- ・機械に詰まった野菜の皮を除去するため、手を入れたところ回転部に指を挟んで負傷した。

《災害防止のためのワンポイントアドバイス》

- ・機械のそうじ等を行う場合には、機械の運転を止め確実に停止したことを確認してから作業する。
- ・機械の回転軸等の危険を及ぼすおそれのある部分には覆い、囲い等を設けましょう。
- ・機械の取扱いに関する安全教育(座学と実技)を関係労働者に対して実施しましょう。

※平成25年10月1日から、食品加工用機械についての規定を追加した改正「労働安全衛生規則」が施行されています。(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/130606-3.pdf>)